

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

異なる資産における租税特別措置法上の法人税の特別税額控除の適用について

《内容》

関与先の甲社は、今期（3月期）において、機械装置Aについては『中小企業等投資促進税制』による税額控除、備品Bについては『特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除』による税額控除を受けようと考えており、これらの資産に係る各制度の適用要件については全て充足しています。

このように租税特別措置法上の法人税の特別税額控除をそれぞれ適用することは認められるのでしょうか。

『答』

租税特別措置法における特別税額控除の規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合、一つの資産に重複適用する事は出来ませんが、異なる資産について、それぞれ異なる税額控除を同一決算で適用することに問題はありません。

この場合、法人税の特別税額控除の特例の適用を受けようとする税額控除可能額の合計額は、それぞれの特例の規定による①繰越税額控除限度超過額と②法人税額の 20%の合計額となり、その合計額が当期の法人税の額に相当する金額 90%を超えないときには、当期においてその合計額の全額が税額控除できます。

(解説)

1 租税特別措置法に規定されているそれぞれの特別税額控除の規定は、それぞれが独立した別枠として適用されます。

ただし、法人が一の事業年度において、租税特別措置法における特別税額控除の規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合（一つの資産に重複適用する事は出来ませんが、異なる資産について、それぞれ異なる税額控除を同一決算で適用することに問題はありません。）において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額の合計額がその法人の当期の法人税の額に相当する金額の90%を超える場合には、その超える部分の金額（法人税額超過額）は当期の法人税額から控除しません。

しかし、この法人税額超過額は各特別税額控除の規定の繰越税額控除限度超過額として翌期以後に繰越して控除することができます（措法42の13①、③）。

なお、ご質問の租税特別措置法第42の6（中小企業等投資促進税制）の特別税額控除と、同法第42の12の3（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の特別税額控除は、このような取扱いの対象となっています。

2 したがって、2種の税額控除を一つの資産で重複適用する事は出来ませんが、異なる資産について、それぞれ異なる税額控除を同一決算で適用する場合は問題ないということです。

つまり、2つの資産についてのそれぞれ税額控除は、独立した別枠として適用されますので、2つの税額控除を適用してトータルで20%ではなく、上記1のように、トータルでは法人税額の90%が控除できるということになります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。

予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。